

稲沢市長 殿

請求日は提出日を記入して下さい。

請求日 令和 2 年 1 月 7 日

### 施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【 令和元年 10 月 ~ 令和元年 12 月分請求】

私は、子ども・子育て支援法第30条の1第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の

#### 【記入時の注意事項】

- ・記入例の欄に色がある部分は特に漏れがないように記入ください。
- ・訂正に関しては修正液・修正テープ等を使用したものは無効となり、再提出となります。訂正の場合は二重線を引き、フルネームで署名ください。
- ※ただし金額の訂正は直ちに無効になりますのでご注意ください。

認すること。

#### 1. 施設等利用給付認定保護者（請求者）【施設等利用給付認定通知書の保護者を記入】

フリガナ	イナザワ イチロウ	認定子どもとの続柄	父	生年月日	昭和55 年 1 月 1 日
氏名	稲沢 一郎			現住所	稲沢市稲府町1番地 電話：0587-32-1111

#### 2. 認定子ども（認定子どもごとに申請して下さい）

法第30条の4の認定種別	<input checked="" type="checkbox"/> 新2号 <input type="checkbox"/> 新3号	認定番号	※ 記入不要			
フリガナ	イナザワ タロウ	氏名	稲沢 太郎			
認定子どもの生年月日	平成 27 年 4 月 2 日					
上記請求期間に転入または転出した場合、右欄に記入		年	月	日	転入 / 転出	

#### 3. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

金融機関名	銀行・信用金庫	支店	種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
〇〇	△△		番号	1 2 3 4 5 6 7
出張所	口座	タカナ	イナザワ イチロウ	

※1 申請者（請求者）と口座名義人は必ず同一名義にして

月途中の転入・転出もしくは途中入園・途中退園に該当の場合は給付の上限額が日割りにより異なりますので、市役所保育課までご相談ください。

#### 4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育

フリガナ	マルマルキッズ	所在地	〇〇市〇×町△番地 電話：0587-11-2222
施設名	〇〇キッズ		
契約している利用料※2	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 45,000 円 <input type="checkbox"/> 日額 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円		
フリガナ		所在地	〒 電話：
施設名			
契約している利用料※2	<input type="checkbox"/> 月 円 <input type="checkbox"/> 日額 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円		
フリガナ			
施設名			
契約している利用料			円

複数の施設を利用している場合、②以降の欄を記入してください。  
(1つの施設で上限額に達する場合、複数利用していても記入は不要です)  
※各施設による提供証明書の添付が必要です。

（裏面記入して下さい）

④	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話：
	契約している利用料※2	□ 月額		円 □ 日額
⑤	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話：
	契約している利用料※2	□ 月額		円 □ 日額
⑥	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話：
	契約している利用料※2	□ 月額		円 □ 日額

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※3 ※4	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※3	支払額合計 (c = a + b)	月額上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して小さい方)
令和元年10月	45,000 円		45,000 円	37,000 円	37,000 円
令和元年11月	45,000 円		45,000 円	37,000 円	37,000 円
令和元年12月	45,000 円		45,000 円	37,000 円	37,000 円

※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類(施設からの領収証等)と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付してください。

支払った金額が確認できる領収書と利用施設から発行の特定子ども・子育て支援提供証明書は必ず添付してください。(ファミサポを利用した場合は提供活動記録簿で代用可)  
認可外保育施設の利用料に関する上限金額は37,000円(新2号認定の場合。新3号は42,000円)ですので表中にて計算のうえで記入してください。

※3 月額上限額(d)は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。  
途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。  
・途中で認定期間が終了する場合、  
または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円×転出日までの日数÷その月の日数  
・途中で認定期間が開始される場合、  
または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数

注1) 本様式は、償還払いの頻度が年4回(3か月毎)の場合で作成しています。

注2) 領収書と提供証明書等の書類の添付がない場合は無効です。